



CHUOKAI REPORT 中央会レポート



平成29年 新春特別セミナー・新春賀詞交歓会を開催!!



▲中野講師

新春特別セミナーは、株式会社船井総合研究所 上席コンサルタント 中野靖識氏を講師として、「2017年日本経済の行方と中小企業経営について」をテーマに開催しました。

中野氏は、「日本人の平均寿命が過去最高に達するなど現在の超高齢化時代において、家事代行市場や近くて便利、地元に着した業種が成功する。」と述べ、成功のためには、経営者の高齢化が一段と加速されるなか、二世への事業承継のタイミングが重要であることや、中小企業に期待されていることは、大企業がやらない手厚いサービスや個人客へのサービスであること、そして、自社のホームページをうまく活用して人材育成に取り組むことや経営者が身につけるべき習慣などについて述べました。

1月26日、津市で新春特別セミナー（第3回組合役員等講習会）・新春賀詞交歓会を開催しましたところ、当会会員組合・関係団体の代表者等約150名が出席されました。



▲佐久間会長

新春特別セミナー終了後に開催した賀詞交歓会では、はじめに、佐久間裕之中央会会長より「多くの成果を残した伊勢志摩サミットでは、県産の食材や萬古焼、尾鷲ヒノキなどの県産品、豊かな自然や文化などが世界に発信され今後の県内産業の発展に大きくつながるものと期待しており、また、今後、皆様が、相互扶助の精神のもと一致団結して大いに発展すると期待している。」とあいさつがあり、引き続き、田島雅敏中部経済産業局 産業部部長、石垣英一三重県副知事より祝辞があり、当中央会関係者で、平成28年に叙勲・褒章、県民功労者表彰、産業功労者表彰、中小企業庁長官表彰を受章された方々を紹介してお祝いしました。



▲田島中部経済産業局産業部部長

▼石垣三重県副知事



その後、笛田昭彦商工組合中央金庫津支店長による乾杯を皮切りに歓談・交流を深め、三林憲忠中央会副会長より祝賀会のお礼を含めた中締めにより盛会裏に終了いたしました。



賀詞交歓会の模様

REPORT
2

第2回組合役職員等講習会を開催



▲浅野講師

たところ、約40名が参加されました。

浅野氏は、メンタルヘルスの要因には、過度なストレス、職場内でのコミュニケーション不足、過重な労働等が考えられるとし、平成27年12月より、従業員50人以上の事業所では毎年1回、全従業員（一部対象外あり）に対して実施することが義務付けられた「ストレスチェック制度」の概要について説明しました。また、休職及び復職時の留意点やストレスチェック実施後の留意点等中小企業が対応すべきメンタルヘルス対策について説明がありました。



REPORT
3

消費税軽減税率対応窓口相談等事業・講習会を開催



▲松本講師

まず、「消費税増税に向けた経営戦略～増税をきっかけに、経営を見直そう」をテーマに合同会社地域創造研究所代表社員 松本圭史氏による講演があり、企業の強みを更に伸ばし、顧客に価値を提供することと、強みを活かした経営を実現するための手段として、補助金等の活用について説明がありました。

12月9日四日市市で、12月12日津市で、組合役職員等を対象に、消費税軽減税率対応窓口相談等事業講習会を開催しました。

について説明がありました。

次に「消費税軽減税率制度への対応について」をテーマに上杉英明税理士事務所 所長 上杉英明氏より、軽減税率制度の概要や平成31年10月から導入される区分記載請求書等保存方式について、さらには平成35年10月から導入される適格請求書保存方式等について説明がありました。



▲上杉講師

訂正文

前号(VOL.71新年号)P5「栄えあるご受章おめでとうございます」において、誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。
正: 中小企業庁 長官表彰 誤: 中小企業庁長官表彰

REPORT
4

尾鷲市で地域別懇談会を開催

12月19日、尾鷲市で地域別懇談会を開催しました。

この懇談会は、県内の各地域経済の状況や中小企業組合の現状及び中小企業組合からの提言、要望等を把握するとともに、国・県・当中央会から中小企業施策等の情報提供を行うために開催するもので、東紀州地域の中小企業組合の代表者等13人が参加されました。

まず、当会から「平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の説明を行ったあと懇談を行い、協同組合尾鷲観光物産協会の眞井理事長から「高速道路が整備され、名古屋、大阪からも日帰り圏内となっており、体験学習など着地型の観光に力をいれたい。」、尾鷲ヒノキ内装材協同組合の楠理事長から「住宅様式の変化により和室が

少なくなる中で、尾鷲ひのきのブランドをいかに守っていくかが課題である。」、尾鷲魚あら処理協同組合の仲本氏から、「尾鷲港の水揚げは三十数年前と比べると3分の1の10億円に減少している。」等の意見がありました。また、過去にものづくり等補助金を受けられた尾鷲物産株式会社の上村総務部次長から取組事例の発表がありました。

佐久間会長からは、「1企業では果たせないことが、組合で知恵を出し合って解決策を絞りだしていくことができる。そのため、中央会は協力、支援を行っているので利用してほしい。」、別所事務局長から、「貴重な意見をいただいたので、今後の中央会の事業に生かせるよう努力する。」旨の挨拶があり、終了しました。

REPORT
5平成28年度外国人技能実習制度適正化事業
第2回適正化講習会を開催

1月31日、津市で平成28年度外国人技能実習制度適正化事業第2回適正化講習会を開催しました。

まず、「技能実習法による新しい技能実習制度とその仕組みについて」をテーマに、全国中小企業団体中央会 労働・人材政策本部 労働政策部長 西津康久氏より、平成28年11月に公布された技能実習法について、技能実習の基本理念、監理団体である技

能実習生受入組合や実習実施者である技能実習生受入組合員の責務が強化されたこと、受入人数枠や実習実施機関などの制度の拡充策の説明と本法成立に伴い外国人技能実習機構が創設されたこと等について説明がありました。

次に「技能実習制度における最近の問題事例と適正化の留意点について」をテーマに、名古屋入国管理局 留学・研修審査部門 統括審査官 山本英輝氏より、不正行為として最も件数の多い賃金等の不払などの具体的事例が挙げられ、技能実習生受入事業の適正化について説明がありました。

REPORT
6

第2回情報連絡員会議を開催

2月13日、津市で平成28年度第2回情報連絡員会議を開催しました。

まず、「第27回全国菓子大博覧会・三重の開催に向けた組合の取組について」というテーマで三重県菓子工業組合 理事長 岡 幸男氏より、全国菓子大博覧会が平成29年4月21日から伊勢市で開催されることから、実行委員会を組織している三重県菓子工業組合としての取り組みについて話があり、その後、「平成28年度下半期における各業界の景況について」をテーマに、各種施策活用や業界の景況、中小企業の課題

等について情報交換が行われ、発表される報告に各連絡員とも熱心に耳を傾けていました。





年度末手続き上の20のポイント

多くの組合では3月に決算期を迎えられますので、年度末の事務手続きについて掲載します。(決算日を3月31日、理事会を5月16日、通常総会を5月30日と想定した場合)

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

No	想定日	手続き項目	主なポイント
1	3/31	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	4/1	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	4/1	事業報告書及び決算関係書類の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体の見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②]
4	4/10	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
5	4/28	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4月28日まで)に行う。(原則は変更があった都度2週間以内に登記。)[中協法 第85条①②]
6	5/8	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	5/8	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	5/16	理事会開催	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	5/16	決算関係書類等を事務所に備付閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え置く。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪]
10	5/19	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するように発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	5/30	通常総会開催 (事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2か月以内(定款で3か月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	5/31~	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13		理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役付理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
14		代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15		行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16		行政庁への役員変更届提出	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17		法人税、法人県民税・法人市町村民税、 事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18		定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。(事前に本会担当者にご相談ください。)[中協法 第51条②]
19		行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20		変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85条①]